

【外貨 ex】約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
第 21 条 (強制決済)	<p>2. お客さまについて、次の各号の事由のいずれかが生じたと当社が認めた場合には、当社はまずお客さまに対して注文期限を定めて反対売買等をする旨の請求をすることができ、当社よりかかる請求があった場合には、お客さまは、当社の指定する注文期限までに、当該時点において保有するポジション（建玉）について反対売買等をし、決済しなければなりません。ただし、かかる注文期限までに、お客さまが反対売買等の注文を行わない時は、当社は、お客さまへの事前連絡やお客さまの承諾を要することなく、任意に、当該ポジション（建玉）の反対売買等をし、決済することができるものとします。</p>	<p>3. <u>お客さまについて、次の各号の事由のいずれかが生じたと当社が認めた場合には、当社はまずお客さまに対して注文期限を定めて反対売買等をする旨の請求をすることができ、当社よりかかる請求があった場合には、お客さまは、当社の指定する注文期限までに、当該時点において保有するポジション（建玉）について反対売買等をし、決済しなければなりません。ただし、かかる注文期限までに、お客さまが反対売買等の注文を行わない時は、当社は、お客さまへの事前連絡やお客さまの承諾を要することなく、任意に、当該ポジション（建玉）の反対売買等をし、決済することができるものとします。</u></p>